

議案第12号

工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（上古川橋（A1～P4））（補助改良））の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年11月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 工 事 名 国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（上古川橋（A1～P4））（補助改良）
- 2 工 事 場 所 倉吉市上古川
- 3 契約の相手方 国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（上古川橋（A1～P4））日本ピーエス・美保テクノス特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取市富安二丁目159番地
株式会社日本ピーエス鳥取営業所
所長 石 井 和 正
米子市昭和町25番地
美保テクノス株式会社
代表取締役社長 野 津 健 市
- 4 契 約 金 額 495,220,000円

- 5 工事費の減による減額 工期内において、契約金額が適正な工事費より過大となったと認められる場合は、上記契約金額から当該過大となった額を減額するものとする。
- 6 工事完成期限 令和4年5月23日
- 7 契約締結の方法 技術提案評価型総合評価競争入札